(電子メール施行) 教体第1363号 令和2年7月16日

各県立学校長様

教 育 長

学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

標記の件につきまして、5月25日付け教体第1195号等においてお知らせしているところですが、最近、感染者数が増加傾向にあります。

つきましては、新型コロナウイルス感染者や検査受検者が発生した場合には、下記を基本に、 教育委員会事務局と連携して、保健所や学校医の助言を受けながら、対応するよう改めて徹底願 います。

記

- 1 児童生徒等学校関係者が検査対象となった場合
 - (1) 情報の迅速な入手

教職員はもとより、保護者等にも、感染の疑いの情報等をすみやかに校長に知らせることを改めて依頼し、徹底しておくこと。

- (2) 当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とすること
- (3) 保護者あての連絡文書を準備(別添文案を参考に作成)すること
- (4) 校内の消毒を行うこと
- 2 児童生徒等学校関係者の感染が確認された場合
 - (1) 臨時休業の必要がないとされた場合(保健所から校内の濃厚接触者の指定がない場合)
 - ① 当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とすること。
 - ② 校内における濃厚接触者 0 名でも、消毒を行うこと。
 - ③ 個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しないこと。
 - ④ 保護者に文書(出席停止 Ver.) にて連絡すること。
 - (2) 臨時休業を行う必要があるとされた場合

校内における濃厚接触者があり、保健所から臨時休業(学級、学年、学校全体)することを助言された場合は、校内の消毒を行うとともに、濃厚接触者の陰性が確認されるまでの期間(2~3日間) 臨時休業を行うこととなるので、保護者に文書(臨時休業 Ver. 1) にて連絡すること

また、濃厚接触者の中から陽性者が出た場合は、保健所の助言に基づき、臨時休業の延長を行うこととなるので、改めて保護者に文書(臨時休業 Ver. 2)にて連絡すること

なお、臨時休業する学校名及び対象学年・クラス・人数の公表は、教育委員会事務局で行う

【留意点】

- ①児童生徒等学校関係者が検査対象となったことを事前に把握できずに感染が確認された場合の対応は、学校関係者の濃厚接触者等が特定できないため、2(2)と同様の対応とする。
- ②感染の確認が17時以降になる等の理由で、事前に臨時休業の連絡が児童生徒にできない場合は、緊急連絡網等で連絡を徹底する。その上でなお、翌日に登校してきた児童生徒には保護者あて文書(臨時休業 Ver. 1)を渡し、自宅待機させる。
- ③交通機関等の事情で、ただちに下校できない場合は、一定時間校内で待機させる。

3 感染した児童生徒等(学校関係者)に対する配慮 感染した児童生徒等(学校関係者)に対する差別や偏見が生じないよう、新型コロナウイル ス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うなど、十分配慮すること 保護者・生徒の皆様へ

県立○○学校長

新型コロナウイルス感染症について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申します。

平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 このたび、標記の件につきまして、本校関係者の感染が確認されました。今後、保健所の 指導のもと、校内の消毒等、感染拡大防止対策を徹底するとともに、濃厚接触者等の調査を 行うなど適切に対応して参りますのでご理解ご協力お願いします。

なお、校内における感染拡大の兆候が見られ、県教育委員会や保健所等から学校の臨時休業の指示等があった場合は、改めて連絡をさせていただきます。

また、感染者の学校名・年齢等は公表されておりませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられ医療機関にかかる場合、まずは居住地の帰国者・接触者相談センター(保健所・健康福祉事務所)にご連絡ください。

保護者・生徒の皆様へ

県立○○学校長

新型コロナウイルス感染症について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申します。

平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 このたび、標記の件につきまして、本校関係者の感染が確認されました。県教育委員会や 保健所等と協議の結果、校内の消毒等、感染拡大防止対策の徹底と、濃厚接触者等の調査を 行うなどの対応のために、〇月〇日から〇月〇日まで〇年〇組を臨時休業とさせていただき ますので、ご理解ご協力お願いします。

なお、○月○日以降の予定等につきましては、改めて○○○及び学校ホームページにて 連絡させていただきます。

また、感染者の個人情報は公表されておりませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられ医療機関にかかる場合、まずは居住地の帰国者・接触者相談センター(保健所・健康福祉事務所)にご連絡ください。

保護者・生徒の皆様へ

県立○○学校長

新型コロナウイルス感染症について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申します。

ジにて連絡させていただきます。

平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 先日連絡させていただきました標記の件につきまして、県教育委員会や保健所等と協議の 結果、校内における感染拡大防止のため、引き続き〇月〇日から〇月〇日まで〇年〇組を臨 時休業とさせていただきます。今後、保健所の指導のもと、校内の消毒等、感染拡大防止対 策を徹底するとともに、濃厚接触者等の調査を行うなど適切に対応して参りますのでご理解

ご協力お願いします。 なお、休業期間中の学習支援や生活等につきましては、再度○○○及び学校ホームペー

また、感染者の個人情報は公表されておりませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられ医療機関にかかる場合、まずは居住地の帰国者・接触者相談センター(保健所・健康福祉事務所)にご連絡ください。

(電子メール施行) 教 体 第 1365 号 令和2年7月16日

県立体育施設指定管理者 様

兵庫県教育長

施設利用者及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

標記の件につきまして、施設利用者及び施設に勤務する職員に新型コロナウイルス感染者や 検査受検者が発生した場合には、すみやかに教育委員会事務局体育保健課に連絡するととも に、保健所等の助言を受けながら、下記を原則として対応願います。

記

1 情報の迅速な入手

施設利用者等に対して、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の登録・利用及び利用者情報の記載依頼を徹底する

- 2 職員に検査対象者が発生した場合
 - (1) 当該職員は特別休暇または出勤停止
 - (2) 今後の対応についての体制整備
 - ①保健所へ連絡し、助言に従う
 - ②広報及び利用者への連絡等の準備
 - ③消毒実施の準備
- 3 施設利用者の中で感染が確認された場合
 - (1)保健所からの連絡及び助言に従う
 - (2)消毒を行うために必要な期間、臨時休館する
 - (3) 臨時休館する場合は、すみやかに広報を行う
 - (4) 保健所の助言に基づき他の施設利用者に連絡する
- 4 職員の中で感染が確認された場合
 - (1)保健所からの連絡及び助言に従う
 - (2)消毒を行うために必要な期間、臨時休館する
 - (3) 臨時休館する場合は、すみやかに広報を行う
 - (4)また、職員の濃厚接触者が多数になり運営体制が整わない場合の臨時休館についても消毒及びすみやかな広報を行う
 - (5) 保健所の助言に基づき施設利用者に連絡する